

保健福祉部（教育委員会との連携項目）

1 児童養育支援活動事業

担当課：子ども未来課

連携先：学校教育課

事業概要（今後、連携することにより効果が得られる内容、これまでの連携内容）
<p><概要></p> <p>盛岡市における要保護児童（保護者に監護されることが不適當な児童・孤児）及び要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要な児童）等の早期発見や適切な保護を図るため、市内の保健、医療、福祉、教育、警察、児童養護施設等の関係機関で構成された盛岡市要保護児童対策地域協議会において、情報の交換や具体的な支援内容の協議を行っている。</p>
<p><これまでの連携></p> <p>盛岡市要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を開催し、要保護児童、要支援児童等の対応について、関係機関における連携を図っている。</p> <p>代表者会議及び実務者会議においては、教育委員会、中学校長会、小学校長会などの関係機関が連携し、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行っている。</p> <p>また、個別ケース検討会議においては、各事案ごとに学校などの関係機関と連携し要保護児童等の支援に当たっての具体的な援助方針等を決定している。</p>
<p><今後の連携について></p> <p>個別ケースについて、家庭相談員が学校と連携し対応しているが、学校によって連携体制に差があることから、児童や家庭の状況について、学校、スクールソーシャルワーカー、不登校生徒等対策相談員と家庭相談員が早期に情報共有し連携して対応できるように、学校教育課との連携体制について協議を行っていく。</p>

2 民生児童委員・主任児童委員活動

担当課：地域福祉課・子ども未来課

連携先：学務教職員課，学校教育課

事業概要（今後、連携することにより効果が得られる内容、これまでの連携内容）

<概要>

民生児童委員・主任児童委員は、小・中学校との連携や、PTA会議、学校と関係機関との連絡会議及び担任等からの情報提供等様々な形で連携を図り、地域の児童の見守りを行うこととしている。

<これまでの連携>

- ・民生児童委員・主任児童委員と小・中学校において見守りや支援の必要な児童の情報提供を相互に行い、児童や児童の家庭の見守りを行っている。
- ・玉山区では、小・中学校，管内交番，教育委員会，民生児童委員・主任児童委員の連絡会議を実施し、情報共有や見守り活動等を行っている。

<今後の連携について>

民生児童委員・主任児童委員と小・中学校間における児童・生徒の情報共有や見守りのあり方について、学務教職員課・学校教育課と地域福祉課・子ども未来課において引き続き検討していく。

3 学校給食費の交付について（生活保護制度・教育扶助）

担当課：生活福祉第一，二課（盛岡市福祉事務所）

連携先：学務教職員課

事業概要（今後、連携することにより効果が得られる内容、これまでの連携内容）

<概要>

生活保護法に基づく教育扶助の一つである被保護者（子の保護者）の学校給食費は、被保護者が負担すべき給食費の額を金銭給付するものであるが、一部に給食費を滞納する事例が見受けられた。このことから、本来、被保護者と学校の長との間で解決される問題ではあるが、教育扶助として用途を限定された扶助費を一般生活費に充当することは生活保護法の趣旨に反するものであり、教育扶助費が給食費に的確に充てられる必要がある。こうした点を踏まえて、被保護者の委任により、福祉事務所（保護の実施機関）が学校給食費を学校長に対して交付している。

<これまでの連携>

下記の対象となる被保護者に対して書面による委任状を徴取し、被保護者の通学する学校の長の指定する銀行口座に振込みを行っている。

- ①学校の長の申し立てにより学校給食費を長期にわたり滞納しており、かつ福祉事務所からの指導又は指示によっても改善が見込まれない被保護者
- ②その他、福祉事務所が学校の長に対して交付を認める被保護者

<今後の連携について>

学校給食費滞納状況の把握について、今後とも学校の長と連携し情報共有を図り、教育扶助としての用途を明確にしたい。

4 生活困窮者学習支援事業

担当課：生活福祉第一課

連携先：学務教職員課，学校教育課

事業概要（今後，連携することにより効果が得られる内容，これまでの連携内容）

<概要>

①学習支援事業

生活困窮世帯（生活保護，就学援助，児童扶養手当受給世帯等）の中学生に対して，市内3会場で学習会を開催し，高校進学，居場所づくりのための支援を行っている。

②就学相談支援事業

就学支援相談員を配置し，主に生活保護受給世帯の中高生及び保護者に対し，就学や生活の相談，家庭訪問など，高校進学・中退防止のための支援を行っている。

<これまでの連携>

①学習支援事業

・平成27年度から学習支援事業の周知を学務教職員課，中学校に依頼。校長・園長会議において事業説明，周知依頼。

・平成28年度から学習支援事業の関係者会議に，学校教育課職員が参画。

②就学相談支援事業

世帯について中学校との情報共有をしているほか，ケース会議で学務教職員課，学校教育課職員との意見交換など行う場合がある。

<今後の連携について>

①学習支援事業

参加者の増加に向け，引き続き教育委員会，学校に周知を依頼する。

②就学相談支援事業

高校進学に係る学費の相談が多いため，今年度から学校教育課に対し「盛岡市内・近郊高等学校の概要」を提供いただいております。来年度以降も提供を依頼している。

5 感染症対策事業

担当課：保健予防課

連携先：学校教育課

事業概要（今後、連携することにより効果が得られる内容、これまでの連携内容）

<概要>

学校等で感染症が発生した際は、早期探知と適切な拡大防止対策が求められるとともに、地域への感染拡大を防止する必要があることから、平時から感染症発生時の報告徹底及び情報の共有を図るよう努めてきた。

今後は、新型インフルエンザ等感染症の発生等に備え、更なる連携を強化していく必要がある。

<これまでの連携>

- ・保健所設置当初から、教育委員会、保健所がそれぞれ探知した情報を早急に共有し、協議のうえ対応している（インフルエンザ、感染性胃腸炎、結核等）。
- ・教育委員会が開催する小中学校結核対策委員会の委員として保健所長が出席、保健所が開催する感染症危機管理推進委員会の委員として学校教育課長が出席してきた（平成24年度～）。

<今後の連携について>

「新型インフルエンザ特別措置法」及び「盛岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき実施される児童・生徒の集団予防接種等については、現行の体制と異なる方法で実施することが想定されていることから、平成29年度以降、具体的な実施方法等について協議する予定である。

6 自殺対策事業

担当課：保健予防課

連携先：学校教育課

事業概要（今後、連携することにより効果が得られる内容、これまでの連携内容）

<概要>

市の自殺の現状を踏まえ、39歳以下の若年層の自殺者数が減らないことから、若年層への対策強化を図る必要がある、児童生徒自身のこころの健康づくり、それを支える教育関係者の対応等、連携して取り組むことが必要である。

また、改正自殺対策基本法においても、学校を含む関係機関との連携協力、心の健康保持に係る教育及び啓発の推進が示されている。

<これまでの連携>

学校教育課の取組みとして、いじめ防止の取組みを実施していただくとともに、盛岡市自殺対策実務者会議に出席いただき、意見交換をしてきた。

また、平成27年度より、養護教諭、教職員を対象とした自殺対策ゲートキーパー研修を共催してきた。

<今後の連携について>

若年層の自殺対策について、学校教育課と協議を重ねており、29年度の教職員を対象とした研修会の共催など具体的な対策について協議していく。

7 児童館・児童センター等整備事業

担当課：子育てあんしん課

連携先：総務課

事業概要 (今後、連携することにより効果が得られる内容、これまでの連携内容)

<概要>

児童館・児童センターは、「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画」により、学校施設の整備と合わせながら、小学校の余裕教室等に機能を移転し、児童の活動の場の整備充実を図っていく。また、放課後児童クラブに関しても、現在学校の空き教室や敷地を借用しているクラブや、可能であれば学校の空き教室などの利用を希望しているクラブもあることから、放課後等に児童が安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを進めていく。

<これまでの連携>

学校の整備計画に合わせ、仁王小学校で空き教室を利用している放課後児童クラブ、新たに大新小学校へ機能移転を予定している大新児童館及び城西児童センターについて、必要面積や設置場所など、総務課と協議を重ねてきた。

<今後の連携について>

放課後等における児童の多様な体験・活動を行う居場所づくりのため、「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画」に基づき、整備スケジュールを具体化するなど、児童の活動にできるだけ支障が生じないように総務課と連携を図りながら取り組んでいくこととしている。